

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第14号

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「日当、宿泊料及び食事料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第6項及び第7項を次のように改める。

6 宿泊費は、第17条第1項の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同項の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第6条第8項を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第12条から第17条の2までに規定する旅費の種類及び内容に基づき」を加える。

第12条第1項第3号並びに第13条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号中「別表」を「別表第1」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条を次のように改める。

（宿泊費）

第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第2に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 宿泊費に係る旅費の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当)

第17条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第3に定める1夜当たりの定額とする。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

別表を次のように改める。

別表第1 (第12条、第13条、第17条関係)

区分	職別
甲	市長、副市長、教育長
乙	一般職に属する職員で給料表の適用を受ける職員
丙	地方公務員法第22条の2第1項第2号に属する職員

備考 職別の欄中「給料表」とは天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)別表第1に定める給料表をいう。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2 (第17条関係)

(単位：円)

区分	宿泊費基準額(1夜につき)	
	別表第1区分欄の甲項に該当する者	別表第1区分欄の乙項及び丙項に該当する者
北海道	18,000	13,000
青森県	15,000	11,000
岩手県	13,000	9,000
宮城県	14,000	10,000
秋田県	15,000	11,000

山形県	14,000	10,000
福島県	11,000	8,000
茨城県	15,000	11,000
栃木県	14,000	10,000
群馬県	14,000	10,000
埼玉県	27,000	19,000
千葉県	24,000	17,000
東京都	27,000	19,000
神奈川県	22,000	16,000
新潟県	22,000	16,000
富山県	15,000	11,000
石川県	13,000	9,000
福井県	14,000	10,000
山梨県	17,000	12,000
長野県	15,000	11,000
岐阜県	18,000	13,000
静岡県	13,000	9,000
愛知県	15,000	11,000
三重県	13,000	9,000
滋賀県	15,000	11,000
京都府	27,000	19,000
大阪府	18,000	13,000
兵庫県	17,000	12,000
奈良県	15,000	11,000
和歌山県	15,000	11,000
鳥取県	11,000	8,000
島根県	13,000	9,000
岡山県	14,000	10,000

広島県	18,000	13,000
山口県	11,000	8,000
徳島県	14,000	10,000
香川県	21,000	15,000
愛媛県	14,000	10,000
高知県	15,000	11,000
福岡県	25,000	18,000
佐賀県	15,000	11,000
長崎県	15,000	11,000
熊本県	20,000	14,000
大分県	15,000	11,000
宮崎県	17,000	12,000
鹿児島県	17,000	12,000
沖縄県	15,000	11,000

別表第3（第17条の2関係）

（単位：円）

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,400

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発する旅行及び新条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の天理市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する

出張命令等を発した旅行及び旧条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該出張命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。